

月例研究会 (2019年1月30日)

子どもの貧困対策をめぐる 教育と福祉の交錯

畠中 亨

2013年に成立した子どもの貧困対策法は、子どもの学力保障(教育の支援)を基軸としている。貧困問題を子ども期の学力問題へと読み替えることは、貧困問題を個人責任としてとらえ、支援の手段を教育と選別的な福祉制度における対人支援に限定する認識を招きやすい。日本における子どもの貧困対策には、子どもを将来の労働者と位置づけ、子どもへの教育の充実は社会的な投資であるとみなす「社会的投資アプローチ」に相当する政策理念が背景にあると考えられる。

子どもの貧困対策法による教育の支援は「学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策」が中心に据えられ、教員定数の加配や、スクールソーシャルワーカーの配置、家庭教育支援チームの組織化が進められている。不登校児やいじめなどに対する対応策として、スクールソーシャルワーカーが早期に対応すること、コミュニティ・スクールの導入促進により、学校を核とした地域づくりが目指されている。一方で、2016年に成立した教育機会確保法で示されたような、民間団体によるフリースクール等、学校外の多様な教育機会の活用は子どもの貧困対策の枠組みから見落とされている。

子どもの貧困対策がどのような認識に基づいて学力保障を重視し、学校プラットフォームの構築を中心として展開されているのか、内閣府の子どもの貧困対策に関する検討会における議論を分析した。議論の内容は、構成員や外部有

識者による学習支援や、進学に向けた学資の支援の紹介が中心であった。また、家庭の社会的経済的背景(SES)と子どもの学力との関係に関する調査結果の報告も行われた。

社会福祉・社会政策分野の研究者による報告から、生活の支援や経済的支援に関する報告も行われている。子どもの貧困対策の政策過程では、子どもへの支援をポピュレーションアプローチ(普遍的)とハイリスクアプローチ(選別的)に分類したとき、ポピュレーションアプローチの必要性が論じられたが、実際の政策には結びつかなかった。

また、大学進学による安定的な職業への移行だけでなく、「多様な路線」を支援することへの示唆もあったが、最終的に閣議決定された子どもの貧困対策大綱には反映されなかった。

一方で、学校プラットフォームは普遍的(全体的)な教育政策としての学校教育と、選別的な生活保護、児童相談所による虐待対応、SSWによる相談支援との結合として理解することができる。子どもの貧困対策は、こうした学校プラットフォームを通じた教育と福祉の連携が当面の課題として進められると考えられる。こうした学校プラットフォームが連携する福祉政策は子どもへの個別な支援を中心としたものが親和的であり、所得再分配政策による生活の支援や経済的支援は、中心から外れてしまう。

教育政策を含む広義の社会政策において普遍的な所得再分配政策の意義を再提起するためには、学校教育の限界性を指摘し学校内外の多様な教育機会の必要性を主張する議論に注目していくべきである。

(はたなか・とおる 帝京平成大学健康医療スポーツ学部助教)